文部科学大臣杯・国土交通大臣杯

国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2013

帆 走 指 示 書(案)

1. 適用規則

- 1. 1 本競技会には、2013-2016セーリング競技規則(以下、規則という)が適用されるただし、帆走指示書によって変更されたものを除く。
- 1. 2 付則 P を適用する。
- 1.3 使用言語間で矛盾が生じた場合は、英文を優先する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、陸上本部に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書(以下、指示という)の変更は、それが発効する当日の7:50までに掲示する。 ただし、レースの日程の変更は、発効する前日の19:00までに掲示する。

4. 陸上で発する信号

- 4. 1 陸上で発する信号は、陸上本部建物前に設置した信号柱に掲揚する。
- 4.2 音響1声と共に掲揚するD旗は、「出艇を許可する。艇はこの信号が発せられるまでハーバー を離れてはならない。」ことを意味する。予告信号は、D旗掲揚後30分以降に発する。
- 4. 3 指示5. 1に示した個別のレースに対してAP旗は掲揚しない。予告信号の3O分前までに D旗が掲揚されない場合、そのレースのスタートは、時間に定めなく延期している。
- 4. 4 信号をクラス旗の上に掲揚した場合、そのクラスのみに当該信号を適用する。

5. レースの日程

5. 1 各クラスのスタート予告信号予定時刻は、次のとおりとする。

5月3日(金)

スタート予告信号予定時刻

種目	<u>トライアル レース</u>
レーザー4.7	12:25
シーホッパー級SR	12:25
ミニホッパー級	12:25
OP級(上級者)	12:30
OP級(初級者)	12:35

5月4日(土)

スタート予告信号予定時刻

種目	<u>第 1 レース</u>	<u>第2レース以降</u>
レーザー4.7	8:55	引き続き
シーホッパー級SR	8:55	引き続き
ミニホッパー級	8:55	引き続き
O P 級(上級者)	9:00	引き続き
OP級(初級者)	9:05	引き続き

5月5日(日)

	<u>スタート予告信号予定時刻</u>	
種目	<u>その日の最初のレース</u>	<u>以降のレース</u>
レーザー4.7	8:55	引き続き
シーホッパー級SR	8:55	引き続き
ミニホッパー級	8:55	引き続き
O P 級 (上級者)	9:00	引き続き
OP級(初級者)	9:05	引き続き

- 5. 2 レースは各クラスともフレースを行う。
- 5. 3 5月4日(土)は各種目5レースを予定する。
- 5. 4 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に、音響1声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。
- 5. 5 5月5日(日)は、11:30を過ぎての予告信号は発しない。

6. クラス旗

種目	クラス旗
レーザー4. 7	
シーホッパー級SR	レーザー4.7旗
ミニホッパー級	
OP級(上級者)	O P 級旗(黒色)
O P級(初級者)	O P 級旗(赤色)

7. レースエリア

- 7. 1 添付図 1にレース・エリアの位置を示す。
- 7. 2 ハーバーから出艇した艇はレース・エリアを回避し、レース中の艇を避けなければならない。

8. コース

8. 1 添付図 - 2のコース見取り図は、レグ間のおおむねの角度、通過するマークの順序、それぞれ

のマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

8. 2 スタート予告信号以前にレース委員会信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示す

る。

- 8.3 艇の帆走すべきコースは次の通りとする。コースを示す国際信号旗(数字旗)は予告信号以前に掲揚し、スタート信号1分前に降下する。
 - (1) 国際信号旗1が掲揚されたとき コース1
 - (2) 国際信号旗2が掲揚されたとき コース2

9. マーク

- 9.1 マーク1、2、3は黄色の円筒形ブイ、マーク1'は赤色の球形ブイとする。
- 9.2 スタート・マークは、スタート・ラインの両端に位置するレース委員会艇とする。
- 9.3 フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ラインのスターボード側の端となる青色旗を掲げたレース委員会艇とポート側の端となる赤色の三角錐ブイとする。

10. スタート

- 10.1 レースは規則26を用いて、予告信号をスタート信号の5分前とし、スタートさせる。
- 10. 2 スタート・ラインは、スタート・マーク上にオレンジ色旗を掲揚している 2 艇のレース委員会艇のポールまたはマストの間とする。
- 10.3 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、審問なしに『スタートしなかった』と記録 される。これは規則A4を変更している。
- 10.4 予告信号が発せられていないクラスの艇は、コースサイドの外側に出るとともにスタート・ ラインからおおむね50m以上離れ、予告信号が発せられたクラスの艇を避けなければなら ない。
- 10.5 OP級(初級者)のスタートに関しては、救助艇が指導することがある。

11. 競技規則30. 3「黒色旗規則」の適用に伴う掲示

規則30.3「黒色旗規則」を適用したレースにおいて、ゼネラル・リコール信号が発せられた場合、又はレースがスタート後中止となった場合には、黒色旗規則に違反した艇のセール番号をレース委員会信号艇の後部に掲示する。これは規則30.3を変更している。

12. コースの次のレグの変更

12.1 レース中におけるレグの変更は行わない。

13. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、スターボードの端に位置する、オレンジ旗を掲揚しているレース委員会艇のポールまたはマストと、ポートの端に位置するフィニッシュ・マークのコース側の間とする。

14. タイムリミット

規則定義「スタート」に基づき、かつ規則30.3に違反しないでスタートした当該種目の 先頭艇がコースを帆走して、フィニッシュした後15分以内にフィニッシュしない艇は、審 問なしに『フィニッシュしなかった』と記録される。これは、規則35、付則A4、A5を 変更している。

15. スタート後の短縮または中止

- 15. 1 レース委員会は規則32に基づく理由によるコースの短縮またはレースの中止のほか、スタート後おおよそ30分以内に先頭艇が最初のマークに到達しそうにない場合はレースを中止することができる。またスタート後おおよそ60分以内にレースが終了しそうにない場合、レース委員会はコースを短縮またはレースを中止することができる。これは規則32.1を変更している。
- 15. 2 指示 15. 1の時間通りにならなくても救済要求の根拠とはならない。これは規則 62. 1 (a) を変更している。

16. 抗議と救済要求

- 16.1 抗議書は、プロテスト委員会事務局で入手できる。抗議、および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。
- 16.2 抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。ただし、抗議締切り時刻は、プロテスト委員会の裁量によりこの時間を延長する場合がある。抗議締切り時刻は、公式掲示板に掲示する。
- 16.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後20分以内に通告を掲示する。審問はプロテスト・ルームに て掲示した時刻に始められる。
- 16.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則 6 1.1 (b) に基づき伝えるために掲示する。
- 16.5 指示 1.2 に基づき規則 4.2 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、掲示される。
- 16.6 各クラス規則、レース公示2、指示10.4、18.1、18.2、18.3、18.4、 18.5、19.1、19.2、20、22、23および24の違反は、艇による抗議の根 拠とはならない。これは、規則60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナ ルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。
- 16.7 レースを行う最終日では、審問再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
 - (a)要求する当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
 - (b) 要求する当事者がその当日に判決を通告された後 1 5 分以内。 この項は、規則 6 6 を変更している。
- 16.8 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 15分以内に提出されなければならない。これは、規則62.2を変更している。
- 16.9 指示19.3は、救済の根拠にならない。これは、規則62.1 (a) を変更している。

17. 得点

- 17. 1 本競技会が成立するためには 1 レースを完了することを必要とする。天候その他の理由により、本競技会が成立しない場合でも再レースは行わない。
- 17.2 シリーズの得点は、次の通りとする。
 - (1) 完了したレースが4レース以下の場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。

- (2) 完了したレースが 5 レース以上の場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外した レース得点の合計とする。
- 17.3 指示18.1、18.2、18.3、18.4に違反した艇に対し、レース委員会は審問な しに「PTP」の略語を付し、「確定順位+3点」の得点を記録する。ただし、その艇は、「D NF」の艇より悪い得点を与えられることはない。これは、規則63.1およびA5を変更し ている。
- 17.4 クラブ対抗の順位確定は、レース公示に基づいて行う。

18. 申告

- 18.1 出艇・帰着申告は、参加チームの責任者が、自分のチームの全競技者について取りまとめ、 署名申告するものとする。
- 18. 2 出艇申告は、その日の8:00(5月3日は11:15)から当該クラスのD旗掲揚10 分後までに行わなければならない。
- 18.3 帰着申告は、その日の最終レース終了後60分以内に行わなければならない。ただし、レース委員会の裁量により、申告締切時刻を延長する場合がある。
- 18.4 レースの中止または延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。また、中止または延期されたレースが再開される場合、出艇前に18.2に従い再度出艇申告を行わなければならない。
- 18.5 レースからリタイアする艇は、できるだけ早くレース委員会に伝えるとともに、参加チームの責任者が、帰着申告の際、リタイア報告書を提出しなければならない。

19. 安全規定

- 19.1 競技者は、離岸から着艇までの間、ライフジャケットを着用しなければならない。
- 19.2 OP級(初級者)の艇には、レース委員会が配布するステッカーをセールの上部に貼り付けるものとする。
- 19.3 レース委員会は、疲労困憊して、意思決定に支障をきたすほどの危険な状態にあると判断したレース艇に対し、リタイアの勧告を試み、さらにレースを続行するのか、中止するのかの意思を確認しても反応が得られないときは強制的に救助を行うことができる。

20. 装備の交換

損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認を得て行うこと。

21. 運営艇

運営艇の標識は、次の通りとする。

レース委員会信号艇 ・・・・・ 「JJYU」旗

レース委員会艇 ・・・・・・ 「RC」旗

救助艇 ・・・・・・・ 「RESCUE」 雄

警戒艇 ・・・・・・・・・ 「赤色」旗

救護艇 ・・・・・・・・・ 「赤十字」旗

プロテスト委員艇 ・・・・・ 「JURY」旗

22. サポートボート

- 22.1 サポートボートは、レース公示に従い競技会参加申込時に所定の様式により、実行委員会からその使用許可を受けなければならない。
- 22.2 使用許可を受けたサポートボートには、参加受付時に貸与された旗を掲揚しなければならない。
- 22.3 サポートボートの乗員数は、救助活動に備え、当該艇定員の2分の1を越えないこととする。
- 22. 4 サポートボートは、最初にスタートするクラスの予告信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするか、またはレース委員会が延期もしくは中止の信号を発するまで、レース・エリア に入ってはならない。
- 22.5 サポートボートに救助活動を要請することがある。その場合には、レース委員会信号艇に音響連続単音とともに緑色旗を掲揚する。この場合には指示22.4は適用しない。

23. ごみの処分

ごみは、サポートボートまたは大会運営艇に渡してもよい。

24. 無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は、無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の 受信もしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用される。

25. 責任の否認

本競技会の競技者は自分自身の責任で参加する。規則 4 [レースすることの決定]参照。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

添付図ー1 レース・エリア Diagram-1 Racing Area

【レースエリア】

中央の経緯度

北緯37度5分47.5秒

東経136度55分55.2秒

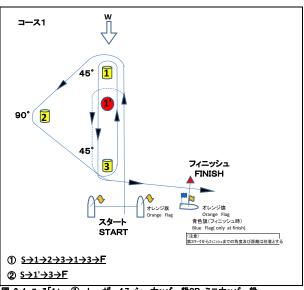
上記を中心に、半径500mの海域

[Racing Area]

Latitude & Longtitude of Center 37 degrees 5 minutes north 47.5 seconds 136 degrees 55 minutes east 55.2 seconds Ocean Space 500m in radius focusing on the above center point



添付図-2 コース Diagram-2 The courses



| | 図-2-1 コース「1」 ① レーザー4.7、シーホッパー級SR、ミニホッパー級、 | OP級(上級者) 2

- Diagram-2-1 Course "1"

 Laser 4.7, Seahopper SR Class, Minihopper Class, OP Advannced Class,

 ② OP Beginners' Class

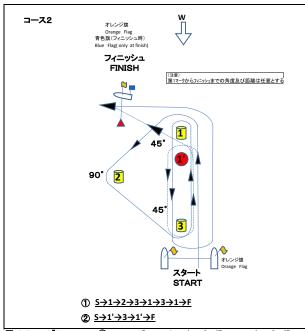


図-2-2 コース「2」

- レーザー4.7、シーホッパー級SR、ミニホッパー級、 OP級(上級者) OP級(初級者) 1

② Diagram-2-2 Course "2"

- 1 Laser 4.7, Seahopper SR Class, Minihopper Class, OP Advanced Class OP Beginners' Class